たましんインターネット外貨預金規定

この規定は、たましんパーソナルダイレクト(インターネットバンキング)「以下、「本サービス」といいます。」の外貨預金取引における「たましんインターネット外貨預金」(以下「外貨預金」といいます。) に適用します。

第1条(利用申し込み)

- 1. 「たましんパーソナルダイレクトサービス申込書」によるお申込みが必要となります。なお、総合的な判断により、本申込をお断りする場合もございます。
- 2. お申込み受付後所定の営業日以後、本サービス取引画面上にて「外貨利用申込」が必要となります。なお、「外貨利用申込」は、当金庫本支店に所定の預金口座を開設している 18 歳以上 74 歳以下の個人のお客さまに限り、お申込ができます。
- 3. 外貨利用申込の翌々営業日以降に外貨預金の取引項目が表示され、新規契約(以下「新約」といいます。)・入出金が利用可能になります。
- 4. 外貨預金のお届け印は、サービス利用口座のお取引店舗の預金取引印鑑票(以下、「預金届出印」といいます。)のお届け印と共通とさせていただきます。

第2条 (預金の種類および可能な取引)

- 1. インターネット外貨定期預金(以下「外貨定期預金」といいます。)の新約および解約予約。
- 2. インターネット外貨普通預金(以下「外貨普通預金」といいます。)の新約および入出金。なお、解約はお取扱いできませんので店頭にてお願いいたします。

第3条(預金の預入れ)

- 1. 外貨預金の預入期間は、当金庫所定の期間に限ります。預入期間は当金庫ホームページに掲載します。
- 2. 外貨預金の預入可能通貨は、当金庫所定の通貨とします。預入可能通貨の種類は当金庫ホームページに掲載します。
- 3. 外貨預金の預入方法は、たましんパーソナルダイレクトサービスにあらかじめ登録されたサービス利用 口座からの振替に限ります。当金庫本支店の窓口では取扱いません。
- 4. 外貨預金の適用相場は、本サービス所定の預入相場を適用いたします。
- 5. 外貨預金の預入可能額は、当金庫が定める金額以上、当金庫所定の金額以下とします。預入金額は当金庫ホームページに掲載します。

第4条(預入日と適用相場)

1. 即時取引

当金庫営業日の午前10時~午後3時までに受付した取引は、「即時取引」として当日の公表相場にて依頼と同時に取引が成立いたします。外貨普通預金口座から外貨定期預金を新約する場合には、「即時取引」の時間帯が午前7時~午後3時までとなります。

2. 予約取引

当金庫営業日の午後3時~翌営業日の公表相場までの時間帯および当金庫休業日は「予約取引」として受付いたしますが、ご利用は本サービスの利用時間内までとなります。なお、予約取引時間帯での取引は、次回公表される為替相場を適用します。

第5条(通帳・証書等の発行・取引明細の確認)

- 1. 通帳・証書および取引計算書・取引照合表を発行しません。
- 2. 残高、約定利率、預入期間、満期日等の取引明細等は、外貨定期預金口座照会または外貨取引状況照会にてご確認ください。

第6条(外貨定期預金の自動継続)

- 1. 外貨定期預金の満期日のお取扱いは自動継続方式(元利金継続)となります。
- 2. 外貨定期預金の自動継続後の満期日が当金庫休業日となるときには翌営業日を満期日としますが、翌営業日が翌月となる場合には、応答日の前営業日を満期日とします。

第7条(預金の払出し・解約)

- 1. 外貨定期預金は満期日の2営業日前の午後3時までに本サービスにより解約予約をすることで満期日に 円貨口座または外貨普通預金口座に払戻しいたします(外貨現金での払戻はできません)。円預金口座を指 定した場合には、元金および利息はサービス利用口座へ入金します。また外貨普通預金口座を指定した場合 には、元金および利息は同一通貨の外貨普通預金口座へ入金します。
- 2. 外貨定期預金の解約予約を取消しする場合には、2 営業日前 15 時までに本サービスの外貨予約取消により取消すことができます。
- 3. 円貨にて払い戻しされる場合、本サービス所定の払出相場を適用いたします。
- 4. 外貨定期預金を外貨にて払い戻しされる場合、外貨普通預金口座へ入金します。なお、外貨普通預金を利用するためには、本サービスにて事前に外貨普通預金の新約手続後に口座追加のお申込が必要となります。また、外貨普通預金を開設済の場合は口座追加のお申込が必要となります。
- 5. 外貨定期預金は、原則として当金庫本支店店頭での解約は行いません。ただし、満期日当日解約、中途解約等の本サービス対象外のお取引をご希望の際、当金庫が止むを得ないと認めた場合には、金庫所定の払 戻請求書に預金届出印により署名押印して、本サービスの「外貨取引状況照会」で取得した定期預金明細と

本人確認書類(運転免許証等)とともにサービス利用口座のお取引店へ提出していただくことによりお取扱いいたします。

第8条(利息)

1. 外貨定期預金

- (1) お預入金額・期間に応じて決定し、預入時に適用した金利を満期日まで適用します。この外貨定期預金の残高、約定利率、預入期間、満期日等の取引明細等は、本サービスの外貨定期口座照会または外貨取引状況照会によりご確認ください。
 - (2) 付利単位は最小通貨単位とし、1年を360日とする日割で計算します。
 - (3) 自動継続後の利率は、継続日当日の当金庫所定の利率が適用されます。
- (4) 当金庫が止むを得ないものと認めて中途解約に応じる場合には、店頭での手続きが必要です。預入日から中途解約日までの適用利率は、中途解約日におけるインターネット外貨普通預金利率となります。

2. 外貨普通預金

- (1) この預金の利息は、毎年3月と9月の当金庫所定の日に当金庫所定の利率、付利単位によって計算の うえ、この預金に組み入れます。なお、利率は金融情勢に応じて変更します。
- (2) 付利単位は最小通貨単位とし、1年を365日とする日割で計算します。

第9条(本サービスまたは代表口座の解約)

本サービスまたは代表口座を解約する際に、外貨預金のお取引がある場合は、すべて解約扱いとさせていた だきますので、事前に所定の方法により解約を行ってください。

第10条 譲渡、質入れの禁止

外貨預金は、譲渡または質入または担保とすることができません。

第11条 (預金届出印の喪失)

- 1. 預金届出印を失ったときは、直ちに書面によってサービス利用口座のお取引店に届け出てください。この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
- 2. 預金届出印を失った場合のこの預金の元利金の支払いは、当金庫所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおくことがあります。

第12条(印鑑照合)

解約届、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いした場合は、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害について当金庫は責任を負いません。

第13条(保険事故発生時における預金者からの相殺)

- 1. 外貨預金は、当金庫に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当金庫に対する借入金等の債務 と相殺することができます。なお、この預金に、質権等の担保権を設定している場合も同様とします。
- 2. 第1項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。
- (1) 相殺通知は書面によるものとします。当金庫所定の払戻請求書に預金届出印を押印して、本サービスの「外貨取引状況照会」で取得した定期預金明細を通知と同時に、当金庫に提出してください。
- (2) 複数の借入金等の債務がある場合には、充当の順序方法を指定してください。ただし、外貨預金で担保される債務がある場合には、当該債務から相殺されるものとします。
- (3) 前号の充当の指定がない場合には、当金庫の指定する順序方法により充当いたします。
- (4) 第2号による指定により債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当金庫は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- 3. 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
- (1) 外貨預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。
- (2) 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日までとして、利率、料率は当金庫の定めによるものとします。また、借入金等を期限前返済することにより発生する損害金等の取扱いについては当金庫の定めによるものとします。
- 4. 第1項により相殺する場合の外国為替相場については、当金庫の計算実行時の相場を適用するものとします。
- 5. 第1項により相殺する場合において、借入金の期限前弁済等の手続について別の定めがあるときには、 その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当金庫の承諾を要する等の制限があ る場合においても相殺することができるものとします。

第14条 (規定の準用)

本規定に定めのない事項については、本サービスご利用規定・当金庫の各種預金規定により取扱います。

第15条 (規定の変更)

- 1. この規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他諸般の状況変化、その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ホームページへの掲載による公表、その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- 2. 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上

(2022年4月1日現在)